

【配付資料一覧】

1. 東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会 第1回会議次第

 2. 委員会席次

 3. 中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

 4. 議事関係
 - 資料1 国史跡としての歩み：履歴表
 - 資料2 関連計画・関連法規の概要
 - 資料3 総括報告書：目次
 - 資料4 史跡指定地の現況・他史跡の整備事例
 - 資料5 今後のスケジュール
- 参考資料1 北区シティプロモーション方針「住めば、北区東京。」
- 参考資料2 滝野川東地域まちづくり方針図（『北区都市計画マスタープラン2010』より抜粋）
- 参考資料3 中里貝塚の推定貝層分布範囲（『総括報告書』より抜粋）

東京都北区中里貝塚保存活用計画策定委員会
第1回会議次第

平成30年1月19日(金)10時
北区飛鳥山博物館 講堂

1. 開 会

2. 教育委員会挨拶

田草川教育振興部長

3. 出席者紹介

4. 議 題

(1) 委員長選任

(2) 計画策定の目的

○これまでの経緯<資料1>

○関連計画等<資料2> ※その他区関連課の資料あり

○地域要望等

(3) 「総括報告書」について<資料3>

(4) 史跡の現状と課題<資料4>

5. 今後の予定

○主なスケジュール<資料5>

○次回委員会 平成30年3月9日(金)午後2時～ 飛鳥山博物館講堂
※現地説明を予定しています。

6. その他

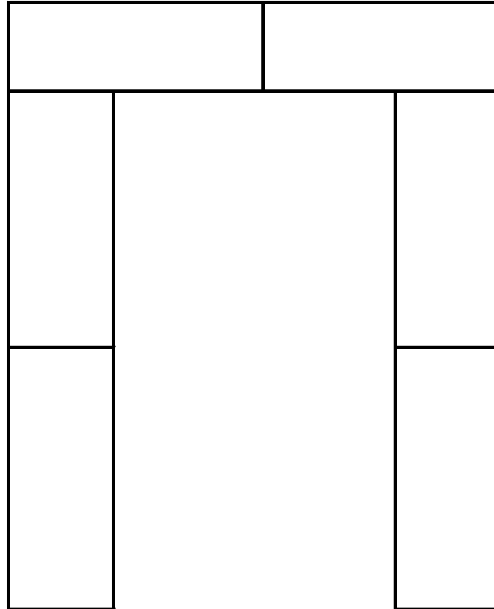
7. 閉 会

委員会席次

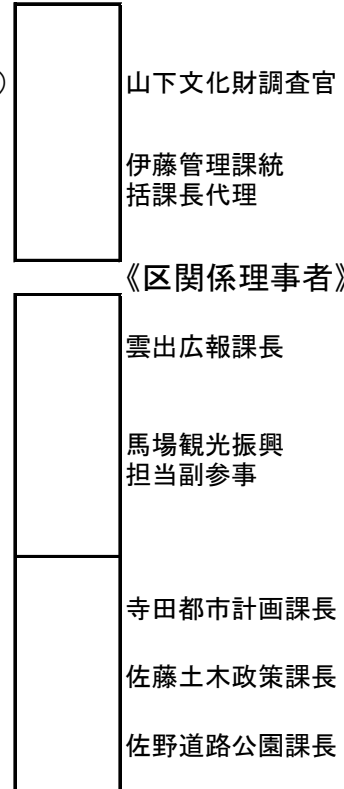
〔博物館講堂〕

《委員会》

副委員長 委員長

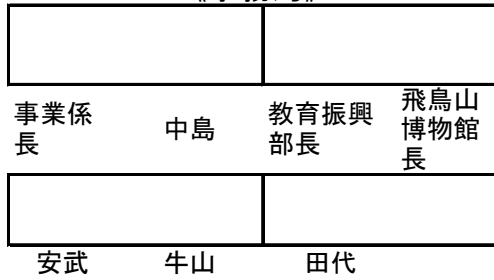


《オブザーバー》



出入口

《事務局》



傍聴席

コンサルタント

壁

中里貝塚保存活用計画策定委員会 名簿

平成29年12月

(委員)

※敬称略

氏名	所属名等	
阿部 芳郎	明治大学教授(考古学)	
石川 日出志	明治大学教授(考古学)	
吉村 晶子	千葉工業大学教授(都市計画)	
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長	
山田 和夫	上中里貝塚町会会長	
堀江 正郎	北区観光ボランティアガイド代表	
佐々木 富美子	公募(北区在住)	
山口 宗彦	区立滝野川第五小学校長	

(オブザーバー)

山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
伊藤 敏行	都教育庁地域教育支援部管理課統括課長代理	

(区関係理事者)

雲出 直子	政策経営部広報課長	
馬場 秀和	地域振興部副参事(観光振興担当)	
寺田 雅夫	まちづくり部都市計画課長	
佐藤 信夫	土木部土木政策課長	
佐野 正徳	土木部道路公園課長	

(教育委員会事務局)

田草川 昭夫	教育振興部長	
--------	--------	--

(事務局)

北区飛鳥山博物館

館長 山本三雄 事業係長 鈴木直人

事業係(学芸員) 中島広顕、牛山英昭、安武由利子

事業係 田代清美

TEL: 03(3916)1133 FAX 03(3916)5900

Email: hakubutsukan@city.kita.lg.jp

	北区の歴史	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚(史跡指定地) / 合計面積: 6,248.49㎡		
			A地点	B地点	J地点
			2,177.45㎡ 2-19, 2-20, 4-25	2,256.25㎡ 8-3, 8-14, 9-13, 9-14	1,814.79㎡ 8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治19年 (1886)		白井光太郎が「中里村介塚」として『人類学会報告』に初めて報告			
明治27年頃 (1894頃)		鳥居龍蔵・佐藤傳蔵の調査			
昭和22年 (1947)	北区誕生 (旧王子区と旧滝野川区が合併)				
昭和33年 (1958)		和島誠一のトレンチ調査	(和島トレンチ)		
昭和57年 (1982)		東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施(中里遺跡)			
昭和58年 (1983)		“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和59年 (1984)		東北新幹線事業に伴う本調査が終了(中里遺跡)			
平成2年 (1990)		上中里2-45(老人ホーム)と東田端2-20(東日本旅客鉄道本社ビル)の発掘調査	最大厚 約4.5m の貝層を検出		
平成8年 (1996)		北区が公園用地として取得した“上中里2丁目広場”の発掘調査 10/12、10/19: 現地説明会を開催 11/13: 天皇皇后両陛下が御見学	A地点の調査		
平成9年 (1997)		7/14: 『中里貝塚-発掘調査概報-』を発行			
平成10年 (1998)		3/2: 貝塚町会館にて地元説明会を開催 上中里2-6-9, 2-8-3, 2-4の確認調査	12月11日: 工事着手		
平成11年 (1999)	「北区基本構想」策定	工場移転に伴う開発計画の事前調査(B地点)	4月1日: 広場の開園	B地点の調査	
平成11年度末				3月15日: 公有地化	
平成12年 (2000)	「北区都市計画マスタープラン2000」策定	上中里2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13の確認調査 10/21~11/19: B地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25: 史跡のパフレット・小冊子を発行	9月6日: 国史跡に指定		
平成13年 (2001)		1/15~3/9: B地点の暫定整備(側溝・門扉等)			
平成16年 (2004)		9/22~12/15: B地点の園路等整備(園路・散水栓等)			
平成20年 (2008)		9/10~9/30: B地点の道路段差解消(アスファルト舗装・境界標設置) 10/23~12/5: 国史跡指定10周年記念の企画展“奥東京湾の貝塚文化”を開催 11/21: 企画展の会期中にシンポジウム“中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成22年 (2010)	「北区基本計画2010」策定 「北区都市計画マスタープラン2010」策定 「北区教育ビジョン2010」策定				
平成23年 (2011)		製油工場の解体工事に伴う確認調査(J地点)			J地点の調査
平成24年 (2012)					9月19日: 追加指定 11月2日: 公有地化
平成25年 ~平成26年		9/21~3/31: J地点の史跡広場拡張整備(フェンス・擁壁・門扉・側溝・植栽)			
平成27年 (2015)	「北区基本計画2015」策定 「北区教育大綱」策定 「北区教育ビジョン2015」策定				
平成28年度末	「北区中期計画(平成29~31年度)」策定				
平成29年 (2017)	区制70周年	中里貝塚の『総括報告書』を刊行(予定)			
平成29年度 ~30年度			保存活用計画策定(予定)		

関連計画・関連法規の概要

◇総合計画

平成 27 年 3 月『北区基本計画 2015』

平成 29 年 3 月『北区中期計画（平成 29～31 年度）』

◇教育・歴史文化・観光

平成 27 年 7 月『北区教育大綱 2015』

平成 27 年 3 月『北区教育ビジョン 2015』

平成 28 年 3 月『北区シティプロモーション方針』

平成 27 年 3 月『北区観光振興プラン』

◇まちづくり・環境

平成 22 年 3 月『北区都市計画マスタープラン 2010』

平成 27 年 1 月『北区環境基本計画 2015』

平成 22 年 3 月『北区緑の基本計画』

平成 27 年 9 月『北区景観づくり計画』

◇法規制

文化財保護法（史跡指定地、包蔵地）

都市計画法・建築基準法・土砂災害防止法（用途地域、急傾斜地、都市計画道路など）

北区土砂災害ハザードマップ

東京都屋外広告物条例

平成 27 年 3 月『北区基本計画 2015』

◆北区基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり、平成 27 年度から平成 36 年度までを計画期間とした区の長期総合計画

◆基本構想で示した 3 つの基本目標（+基本計画推進のための区政運営）と 25 の施策

基本目標 1：健やかに安心してくらするまちづくり

基本目標 2：一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

基本目標 3：安全で快適なうるおいのあるまちづくり

◆歴史文化に関わる施策

2-1：地域産業の活性化（北区の魅力を生かした観光の推進）

→施策の方向：観光ボランティアガイドなどの人材育成 / 地域資源の発掘・再評価 / まち歩きの魅力や回遊性の向上 / 観光資源の効果的な情報発信 / 訪日外国人の誘客推進など

→計画事業：(仮称) 北区観光協会の設立 / 千客万来 外国人向け観光情報発信事業

2-3：個性豊かな地域文化の創造（歴史的文化の継承と活用）

→施策の方向：文化財の保護や資料の収集・保存に積極的に努める / 区民の郷土意識を高める

→計画事業：地域で受け継ぐ文化芸術の創造

2-4：生涯学習の推進（多様なニーズに応える学習機会の拡充、身近な学習の場の拡充）

→施策の方向：体験学習の場の提供 / 地域の歴史や文化に関する企画展示、講座、講演会の充実

→計画事業：東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業

3-6：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

（北区らしい景観の創出、美化の推進、区民主体の身近な公園づくり）

→施策の方向：飛鳥山公園などの景勝地周辺地区の保全 / 地域の特性を生かした公園づくり

→計画事業：景観まちづくりの推進 / 飛鳥山公園の拡張整備

平成 29 年 3 月『北区中期計画（平成 29～31 年度）』

◆北区基本計画 2015 の実施計画で平成 29 年度から平成 31 年度の計画期間内に区が取り組むべき事業を明らかにしたもの

◆歴史文化に関わる施策のうち、実施済み事業と新規事業

2-1：地域産業の活性化

→実施済み：東京北区観光協会の設立（平成 29 年 1 月）

→新規事業：北区観光力向上プロジェクト（外国人向けの観光情報誌の発行など）

2-3：個性豊かな地域文化の創造

→大きな変更点なし

2-4：生涯学習の推進

→継続・推進事業：来た KITA オリパラプロジェクト（ボランティア育成）

3-6：うるおいのある魅力的な都市空間の整備

→実施済み：景観形成重点地区の指定（平成 28 年度末までに、3 地区を追加指定）

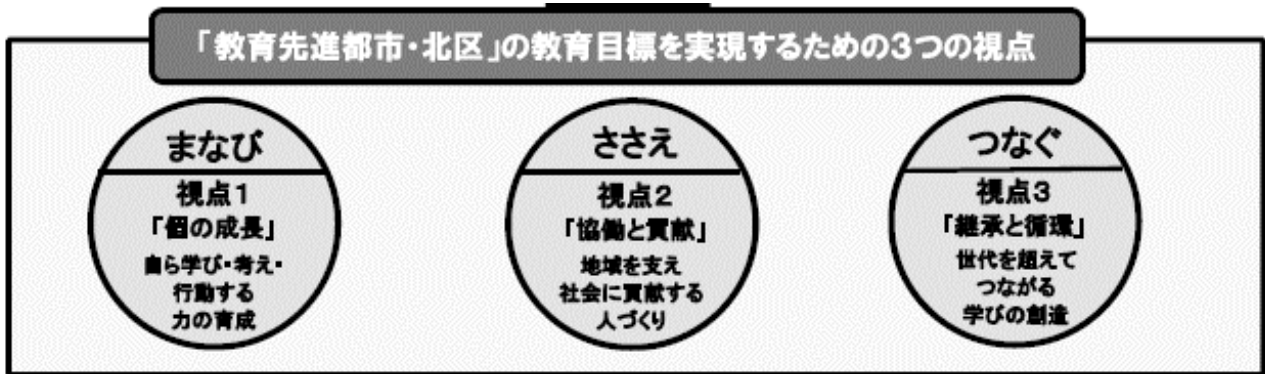
平成 27 年 7 月『北区教育大綱 2015』

◆北区の教育目標の達成を目指し、教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、北区教育大綱を策定

◆北区教育委員会の教育目標

- ・「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。
- ・地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

◆施策展開の3つの視点と5つの柱



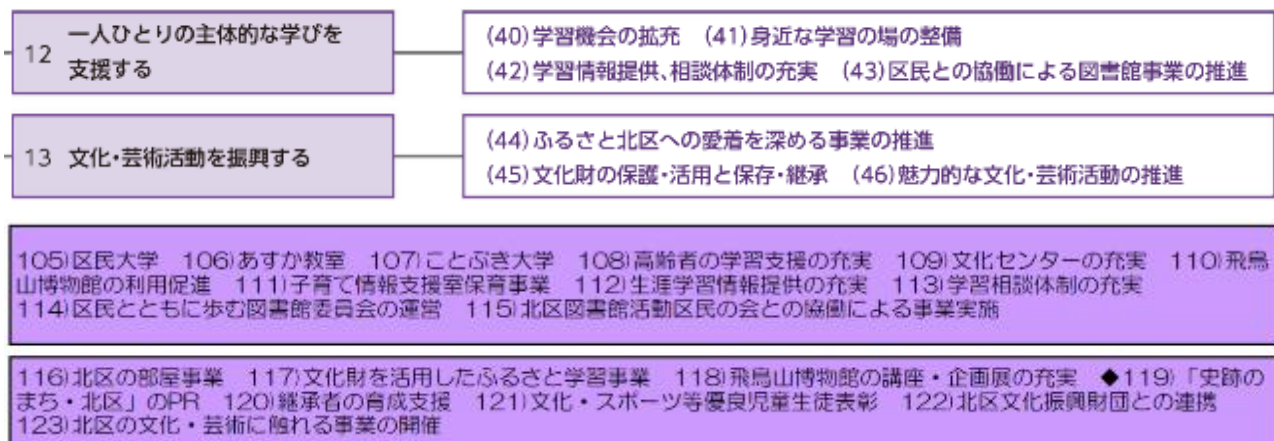
- I. 学校教育の充実 / II. 教育環境の向上 / III. 家庭・地域の教育力向上の支援
IV. 生涯学習の振興 / V. スポーツの推進

→IV. 生涯学習の振興：北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要。また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供。

平成 27 年 3 月『北区教育ビジョン 2015』

◆「まなび・ささえ・つなぐ」の3つの視点と5つの柱から、今後5年間に重点的に取り組むべき学校教育・生涯学習・スポーツ分野の施策を明確にしている

◆歴史文化に関わる重点施策



→109) 文化センターの充実

- ・多様化・高度化する区民の学習ニーズに対応し、区民の学習機会を支援するため、体験学習を含めた各

種事業を開講し、区民に学習・芸術文化を創造し、発表や交流する場を提供するとともに、学習成果を地域で活かせるよう学びの循環を支援していきます。

→110) 飛鳥山博物館の利用促進

- 北区の歴史や自然、文化について、日本最大級の貝塚である中里貝塚の剥ぎ取り標本や縄文時代の丸木舟、人骨、土器などの実物資料のほか、北区の古代を象徴する豊島郡衙正倉、竪穴式住居などの実物大模型、荒川の生態系のジオラマ、江戸時代の頃の北区の様子が見られる映像、情報PC等を駆使し、楽しくわかりやすく学べる展示を行っています。今後も、より多くの方に博物館に来館していただけるよう努めていきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
文化センターの充実	推進	➡				学習・芸術文化を創造・発表・交流する場の提供
飛鳥山博物館の利用促進	推進	➡				博物館の来館者の増加

→118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実

- 区内には有形無形の歴史的文化遺産が多数あるため、北区ならではの歴史、文化、自然の魅力を発信する企画展や、区内の各所にある文化財巡りや身近な地域の歴史や見どころを訪ねる講座の充実を図り、区の魅力をアピールし、ふるさと北区への愛着を深めていきます。

→119) 「史跡のまち・北区」のPR

- 北区は桐ヶ丘遺跡、十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や史跡中里貝塚などの史跡も多く存在します。AR（拡張現実）を活用して現地で史跡に関する画像や説明を見られることにより史跡を実感できるようにする等、広く「史跡のまち・北区」のPRをしていきます。
- 現在、中里貝塚は貝層を保存するため地下に埋もれた状態で暫定整備されていますが、史跡広場内においてAR（拡張現実）を活用して貝塚の画像を見せることにより、現地で貝層を実感できるような環境の整備を検討します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
「史跡のまち・北区」のPR	推進	➡				AR等を活用したPRの検討・実施

平成 28 年 3 月 『北区シティプロモーション方針』

◆ターゲットをより明確化し、北区内外への集中的、効果的な情報発信を強化するため、北区シティプロモーション方針を策定

◆北区シティプロモーションの基本的な視点

①戦略的・効果的な情報発信

情報の発信にあたっては、北区の個性や魅力の認識・認知を高めていくため、様々な情報を提供していくことはもとより、情報の受け手が他者にも伝えたいくなるような伝え方や届け方を意識し、発信する情報がより効果的なものとなるよう戦略的な視点を持って情報発信に取り組む。

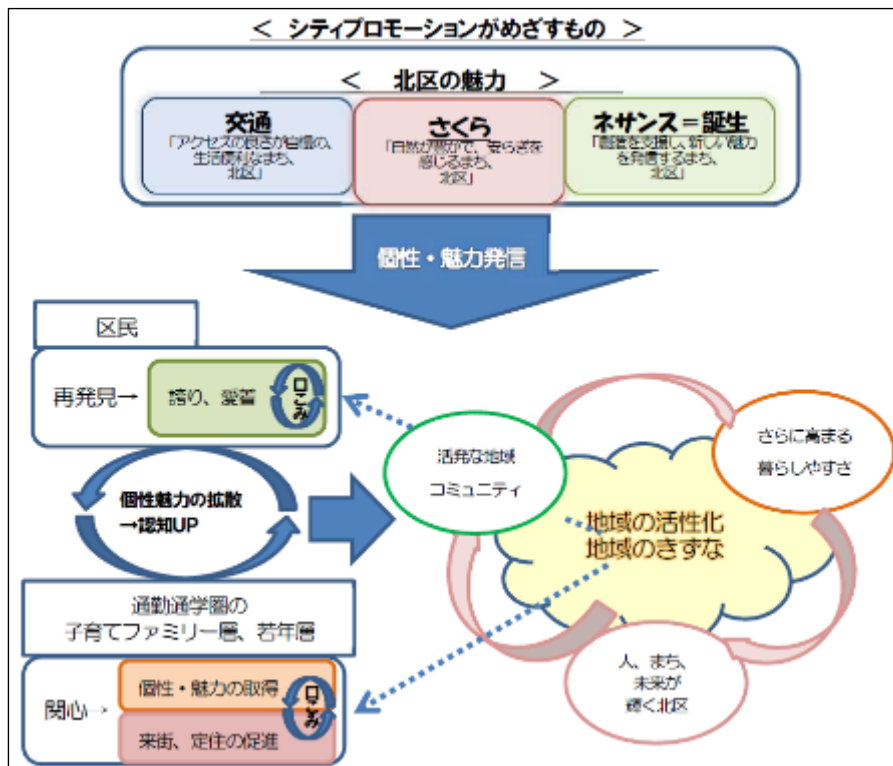
②個性や魅力等の伝播

発信する情報は、わかりやすさ、印象の残りやすさ、人から人への伝わりやすさなど、北区の個性や魅力の認知のしやすさや北区内外への広がりを意識した視点を持って取り組む。

③情報発信の多様性への対応と活用

情報発信はこれまで、北区ニュースやホームページ、チラシやポスターなどの紙媒体などによる北区から北区内外へ向けた発信やメディア等が中心であった。しかしながら、近年は、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス。コミュニティ型のWeb サイト。）などを活用したインターネットでの情報の受発信が活発になるなど、情報発信の手段も多様化している。

引き続き、メディアを媒介した情報発信についてもその量や幅の拡大に努めながら、SNSなどの多様化する発信媒体を有効に活用し、よりターゲットに伝わる取組みを推進していく。



平成 27 年 3 月『北区観光振興プラン』

◆現在、国を挙げて“観光立国”の実現に取り組んでおり、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた都内自治体の取り組みも進められていることから、北区の観光がめざすべき方向性を明確にし、それを確実に実行していくための方策を位置づけたもの

◆歴史文化に関わるプロジェクト

- ・プロジェクト1：暮らしっくツアープロジェクト
- ・北区には、地域に根付いた商店街や食、四季を感じられる豊かな自然、水辺、そして、先史～大正、昭和に至るまでの歴史など、暮らしに密着した資源、魅力が多く存在する。それらの資源については、観光資源としての認知度はまだ低いため、様々な視点でこれらの魅力を再編集し、多くの人を楽しめるツアーの開発を進めていく。
- 北区民や北区の子どもたちに地域を理解してもらい、愛着を持ってもらうことを目的としたイベントやツアーの実施、広報などを検討。
- 北区の既存のイベントや地域資源を組み合わせる楽しめる観光ルートの開発、ツアーの企画などを検討。

◆全体構成



平成 22 年 3 月『北区都市計画マスタープラン 2010』

◆社会情勢の変化に対応するため、これまでの基本的な方向性を継承しつつも、魅力ある都市としてさらに成熟していくため、環境への取り組みや活力あるまちづくり等について必要な見直しを行ったもの

◆まちの将来像

- ①誰もが住みつけられるまち、②コミュニティを活かしたまち、③安全で安心に暮らせるまち、④文化の薫り漂う憩いのまち、⑤人にやさしい福祉のまち、⑥環境を大切にしたいまち、⑦活き活きとした産業のある活気あるまち、⑧交通の充実したまち

→④文化の薫り漂う憩いのまち：「都市景観の向上や、古くから育まれてきた地域独自の文化資源の保全・再発掘により、将来に誇れる文化的で個性あるまちをめざす」と位置づけている。

◆分野別のまちづくりの方針（歴史文化に関わる項目）

3-2：うるおいのあるまちづくりの方針

(1) 公園・緑地などの整備・保全（飛鳥山公園などの歴史的公園の地域独自の価値を育成）

【公園の整備状況】

- ・管理対象の都市公園：84 箇所（面積：849,090.38 m²）
- ・設置から 30 年以上経過したものが 54 箇所、今後 10 年間で 30 年以上経過するものは 9 箇所あり、合わせると全体の 4 分の 3 に相当する。
- ・優先的に取り組む都市公園（再整備されていない古い公園）：近隣公園 6 箇所、街区公園 31 箇所、地区公園 2 箇所、都市緑地 18 箇所、風致公園 1 箇所、歴史公園 1 箇所、総合公園 2 箇所

(4) 景観まちづくり（旧街道の歴史的景観の創出 / 無電柱化の促進）

3-4：産業のあるまちづくりの方針

(3) 文化を大切にしたい観光まちづくり（ガイドマップと連携した案内サインの設置など）

◆地域別のまちづくりの方針

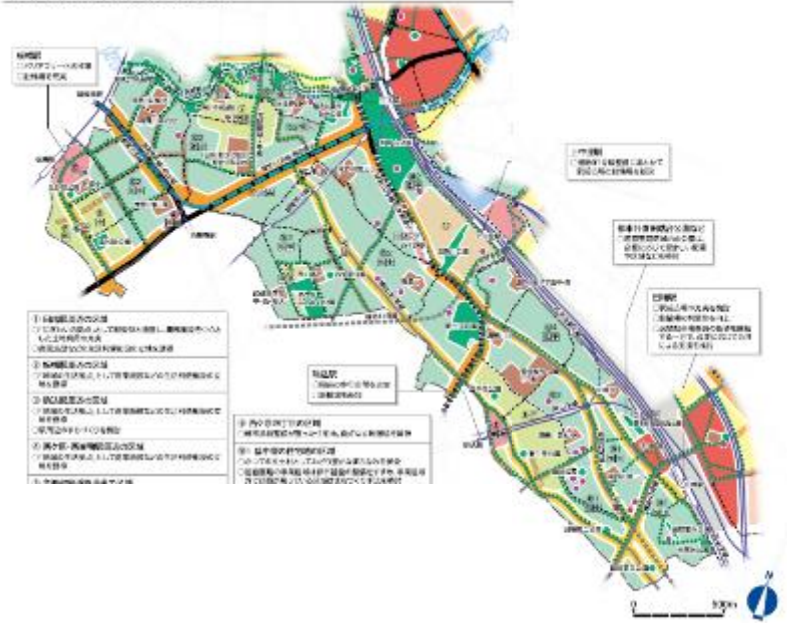
（中里貝塚のある“滝野川東地域”と、飛鳥山公園のある“滝野川西地域”）

- ・将来像：複合の活力と鉄道の魅力あるまち「滝野川東」
- ・地域資源を活かしたまちづくりの方針：都電や操車場など鉄道の景色、機工街を中心とした複合市街地、中里貝塚や桜並木などが地域を特徴づけているため、これらの地域資源の保全と活用をすすめる。
- ・将来像：文化的な魅力とうるおいのあるまち「滝野川西」
- ・地域資源を活かしたまちづくりの方針：飛鳥山公園や旧古河庭園、西ヶ原みんなの公園、田端文士村をはじめとするみどりと歴史的な資源が多く、田端駅周辺の新しい業務施設や地域密着型の商店街、醸造試験所跡地公園と赤レンガ酒造工場などが地域を特徴づけているため、これらの地域資源の保全と活用をすすめる。

滝野川東地域まちづくり方針図



滝野川西地域まちづくり方針図



平成 27 年 1 月『北区環境基本計画 2015』

◆環境の保全と創造に区民一人ひとり自覚を持って取り組み、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区の実現を目指すため、新たな環境基本計画を策定

◆将来像・基本目標

- ・望ましい環境像：自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～
- ・長期目標（10 年間）：持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する
- ・基本目標：①北区の環境を育むきずなづくり / ②安全・安心な区民生活環境の確保 / ③みんなで目指す低炭素・循環型の北区 / ④区民と自然が共生できる仕組みづくり

◆公園等に関わる施策と地区別計画図

- ・施策の柱【4-2】：地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり
- 現状：北区には、飛鳥山、崖地、河川敷等といった、今なお貴重な緑が残っている。
- 施策例：未永く地域に愛される公園を目指すために、区民等の意見を募る。

平成 22 年 3 月『北区緑の基本計画』

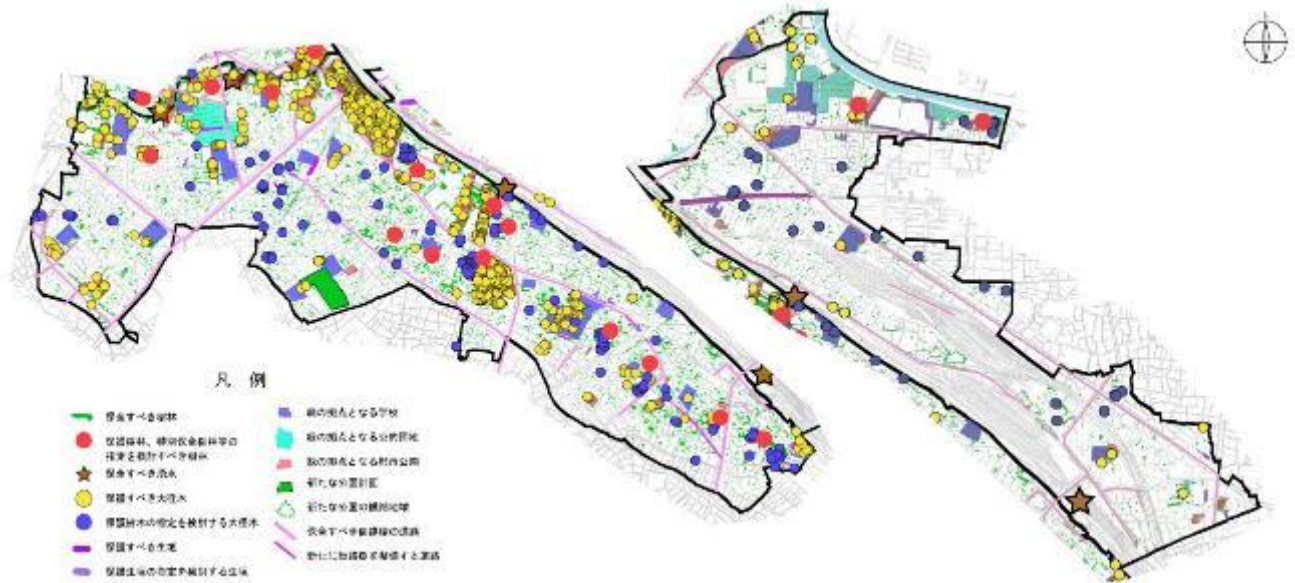
◆都市公園の整備や樹林地などの保全、緑化の推進に関するマスタープランとなるもの

◆緑づくりの基本理念・基本方針

- ・基本理念：『ひといきいき みどりいきいき 育てる北区』
- ・基本方針：①人と地球にやさしい緑づくり / ②生きものとともに暮らせる緑づくり / ③ふれあいと楽しみを育む緑づくり / ④北区の個性を引き立てる緑づくり / ⑤日常生活の安全・安心を高める緑づくり / ⑥参加・協力・学びによる緑づくり

◆公園等に関わる施策と地区別計画図

- ・ 施策：[06] 公園等オープンスペースの整備・充実 / [07] 個性ある公園づくり
- ・ 地区別計画図（中里貝塚のある“滝野川東地域”と、飛鳥山公園のある“滝野川西地域”）



平成 27 年 9 月『北区景観づくり計画』

◆魅力ある都市景観の創造・育成・保全により、豊かな都市文化と美しいまちをつくるため、景観行政団体として景観法に基づく計画を策定

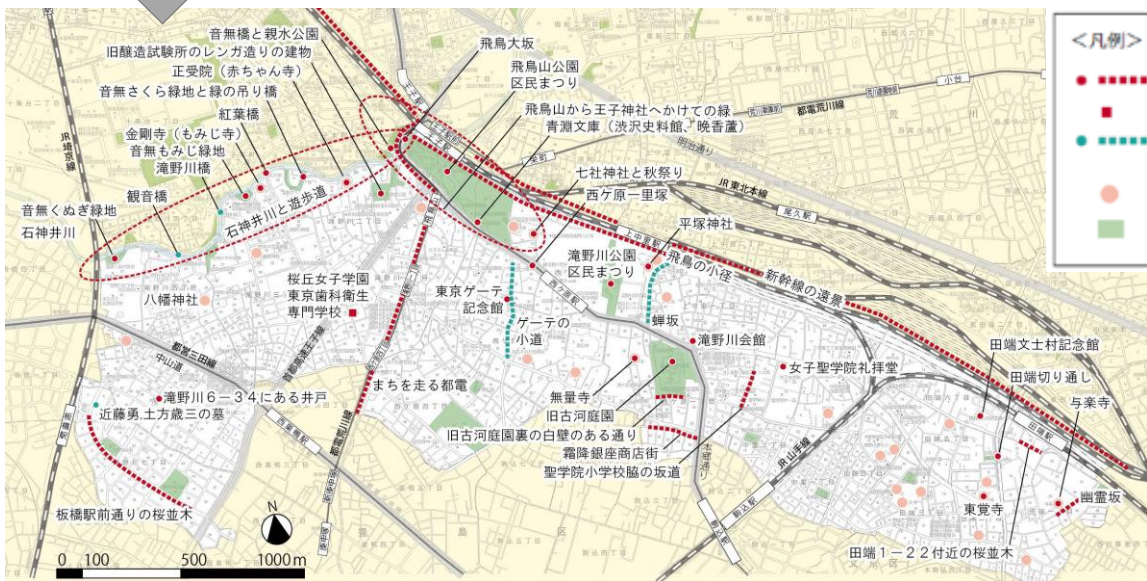
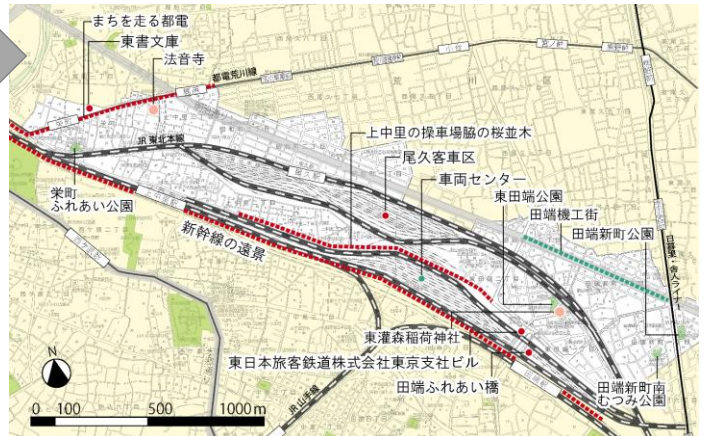
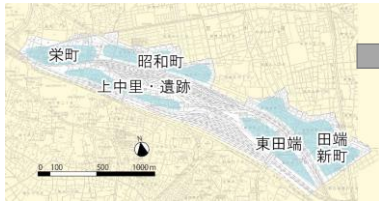
◆基本理念・基本目標など

- ・ 基本理念：歴史的・文化的の継承と新しい地域文化の創造
- ・ 将来イメージ：「“うるおい”と“ときめき”のまち」、「庶民的で住みよいまち」、「多様な個性が共存するいきいきとしたまち」
- ・ 基本姿勢：「すぐれたものを“まもり、そだて”」「足りないものを“つくり、おぎない”」「阻害するものを“なおし、とりのぞく”」
- ・ 基本目標：区民とともに まもり つくり そだてる 北区らしい景観をめざして

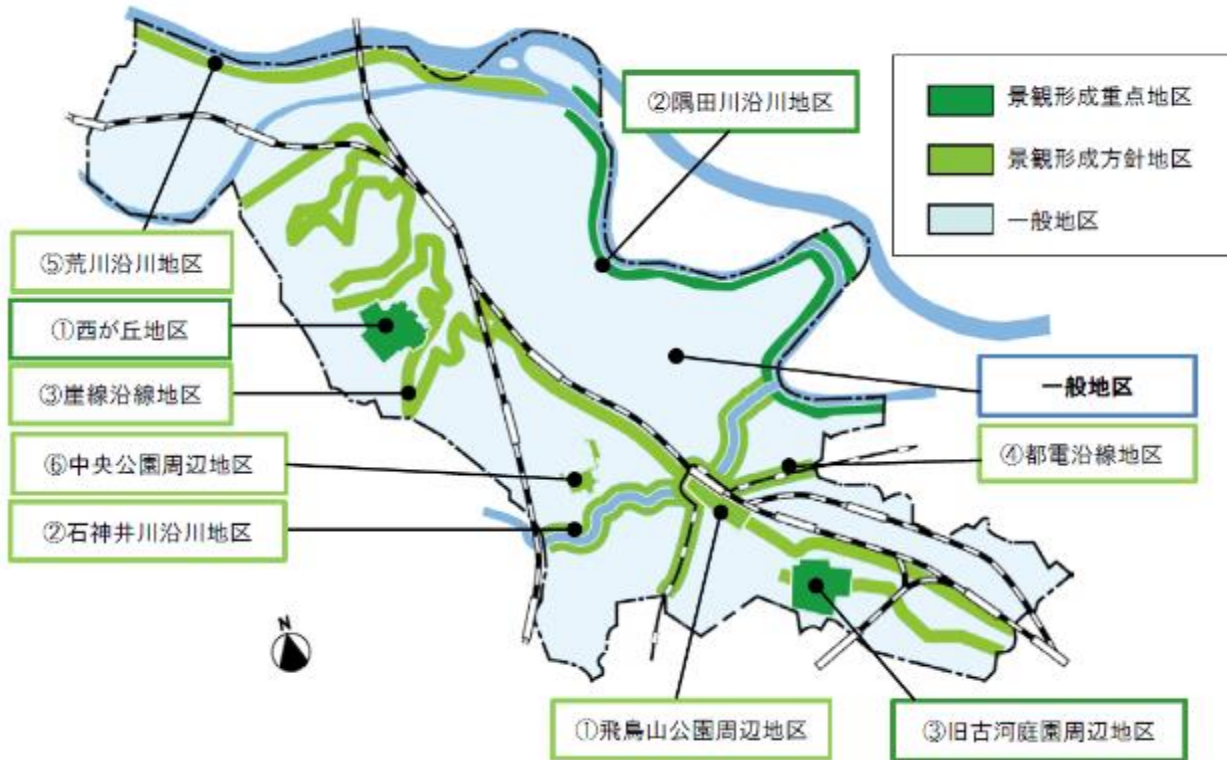
◆地域ごとの特性・方針

（中里貝塚のある“上中里・遺跡かいわい”と、飛鳥山公園のある“飛鳥山かいわい”）

- ・ **上中里・遺跡かいわい**：住宅、商業施設、工場などが共存する複合市街地の中で、車両センターや、車両センター脇の桜並木などが景観資源となっています。景観資源を活かし、緑化の推進を図るなど多様な用途が、まちなみに調和したみどり豊かな景観づくりを進めます。
- ・ **飛鳥山かいわい**：江戸時代からの名所である飛鳥山公園の他、国立印刷局東京工場、滝野川公園など大規模な公共施設等や緑地が立地しています。飛鳥山公園からの景観に配慮し、石神井川など周辺の景観資源とも一体となった景観づくりを進めます。



◆景観形成重点地区及び景観形成方針地区の指定



法規制

文化財保護法（史跡指定地、包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館事業係】



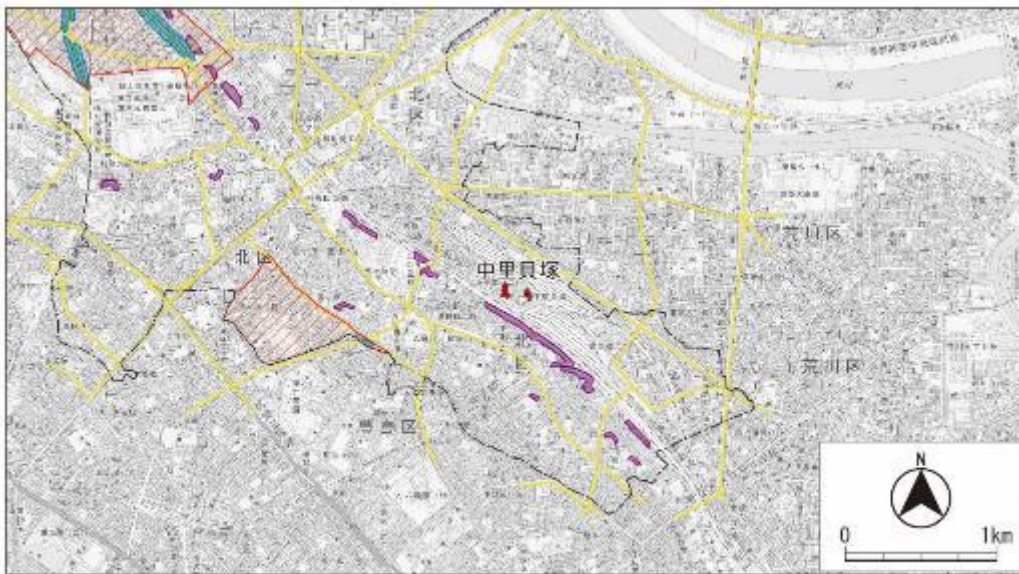
包蔵地・遺跡名称

19 十条台遺跡群	25 滝野川八幡神社裏貝塚	30 中里遺跡	40 中里峠上遺跡
21 十条台小学校横穴墓	26 滝野川古墳	31 田端町遺跡	41 田端西台通遺跡
22 王子稲荷裏古墳	27 西ヶ原遺跡群	32 田端不動坂遺跡	44 東谷戸遺跡
23 (古銭出土地)	28 甲冑塚古墳	38 滝野川城跡	46 飛鳥山古墳群
24 四本木稲荷古墳	29 武蔵国豊島郡御郷	39 下十条遺跡	47 十条久保遺跡

(↑北区HP掲載：平成 27 年 4 月時点の遺跡地図と、
平成 24 年 3 月『中里貝塚範囲確認調査報告書』p.1 の遺跡分布図より合成)
(※通し番号は、遺跡地図で使用している番号を踏襲。)

都市計画法・建築基準法・土砂災害防止法（用途地域、急傾斜地、都市計画道路など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課 / 危機管理室防災課 / 土木部道路公園課工務係】



各種法規制範囲

- 新たな防火規制区域
- 不燃化促進区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都市計画道路

●防火地域・準防火地域(新たな防火規制区域)
・準防火地域内の構造制限

種類	規模	構造		耐火構造	
		防火地域又は準防火地域内	準防火地域内		
防火地域	階数	階数3以上のもの	左記以外のもの	耐火として建築できません ※1	
	延べ面積(階数にかかわらず)	延べ面積100㎡を超えるもの			
準防火地域	階数	地上階数4以上のもの	左記以外のもの	耐火として建築できません ※1、※3	
	延べ面積(階数にかかわらず)	延べ面積500㎡を超えるもの			
準防火地域	階数	地上階数4以上のもの	地上階数3以上のもの	地上階数3のものかつ延べ面積900㎡以下 ※3	地上階数2以下のものかつ延べ面積500㎡以下のもの
	延べ面積(階数にかかわらず)	延べ面積1500㎡を超えるもの	延べ面積500㎡を超え1500㎡以下のもの		

※1. 延べ面積50㎡以内の中間階全面吹き抜けで外壁、軒裏が防火構造のものなどはこの限りではありません。
 ※2. 新たな防火規制区域は非準防火地域安全条例第7条の3による指定区域です。
 ※3. 一定の技術的基準に適合のものは建築可能な場合があります。詳細は建築確認申請書に照準してください。

●不燃化促進地域

- ・大地震の際の避難路や延焼遮断帯として都市防災上の整備が必要であり、対象区域内の住民が耐火建築物等を建てたり、老朽建築物等を除却する際、助成する制度を行っている区域。

北区土砂災害ハザードマップ

【担当窓口：北区危機管理室防災課】

■土砂災害の種類

土砂災害には、土石流、急傾斜地の崩壊（びり崩れ）、地滑り、の3つがあります。母とんどの土砂災害は、台風や大雨、梅雨時などの降雨、そして土壌による地盤の交代によって突然発生します。大雨や大雨の場合は、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土の抵抗力が弱くなり、災害の発生するおそれが高くなります。

なお、全区で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊のみです。

■土砂災害防止法

土砂災害防止法（法）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の程度、緊急避難訓練の整備、住宅等の新築立地の規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

※土砂災害防止法の正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の整備に関する法律」

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると思われる区域であり、危険の程度、警戒避難体制の整備が行われます。

指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

- 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域
- 急傾斜地の上部から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下部から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に被害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると思われる区域で、特定の危険行為に対する許可制、建築物の高さ規制等が行われます。

指定条件（急傾斜地の崩壊の場合）

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土砂等の移動に対して仕方の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある被害を生ずることなく免れることのできる力を上回る区域。

急傾斜地の崩壊（びり崩れ）

急傾斜地の崩壊とは、斜面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地盤などの影響によって急激に斜面がずれ落ちることです。急傾斜地の崩壊は突如おこるため、人命の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。



■土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）は、建設省（現国土交通省）議院に基づき東京都が指定しており、平成29年3月現在、北区では58箇所が指定されています。土砂災害のおそれのある箇所を把握し、災害への備えや自主避難に活用することを目的としており、1/25,000地形図から机上で指定した区域で、土砂災害防止法のような法的な規制はありません。

指定条件

傾斜度が30度以上、かつ高さ5m以上の急斜面で、崩壊した場合に人家や公共施設等に被害が生じるおそれがある箇所

●土砂災害警戒区域の指定

- 平成28年3月9日、土砂災害防止法に基づき、北区内の25か所が東京都より土砂災害警戒区域に指定（うち23か所は土砂災害特別警戒区域にも指定）。

凡 例	
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	土砂災害危険箇所
	避難所
	避難経路
	区役所
	警察署
	交番
	消防署
	消防署出張所
	郵便局
	病院・医院
	大学・短大
	小・中・高校
	その他の施設



東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課占用係】

「屋外広告物」とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます（屋外広告物法第2条第1項）。

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）として定めています。

また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めています。禁止区域、禁止物件及び許可区域の概要は、以下の通りです。

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁 止 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区*、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるものの他、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの (次ページ参照) ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁 止 物 件	<p>禁止されている物件の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） <p>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 	許可を受けて出せる広告物

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

（↑平成29年6月『東京都 屋外広告物のしおり』p.2の表より抜粋）

発掘調査成果

◇中里貝塚

平成9年7月『中里貝塚―発掘調査概報―』

平成12年3月『中里貝塚―北区埋蔵文化財調査報告書第26集―』

平成12年10月『国指定史跡 中里貝塚 2』

平成14年3月『七社神社裏貝塚・西ヶ原貝塚Ⅲ・中里貝塚Ⅱ―北区埋蔵文化財調査報告書第29集―』

平成24年3月『中里貝塚範囲確認調査報告書』

◇中里遺跡

昭和59年3月『中里遺跡―発掘調査の概要Ⅰ―』

昭和60年3月『中里遺跡―発掘調査の概要Ⅱ―』

昭和62年3月『中里遺跡：東北新幹線建設に伴う発掘調査 1・2』

平成元年3月『中里遺跡：東北新幹線建設に伴う発掘調査 3～6』

平成4年3月『中里遺跡 仮称・第二特別養護老人ホーム地点』

平成5年3月『中里遺跡 東日本旅客鉄道(株)東京地域本社ビル地点』

◇総説・論集など

平成22年10月『奥東京湾の貝塚文化―中里貝塚とその時代―』

平成26年8月『ハマ貝塚と縄文社会 国史跡中里貝塚の実像を探る』

平成27年11月「特集：史跡中里貝塚」『遺跡学研究 第12号』

⇒平成30年3月に『総括報告書』を刊行予定

総括報告書（目次）

序 文
例 言
凡 例
目 次

はじめに

第1章 地理的環境と歴史的環境

第1節 立地と地理的環境

- (1) 中里貝塚周辺の地理
- (2) 中里貝塚周辺における地形の概要
- (3) 中里貝塚付近における海食崖と砂洲の形成

第2節 周辺の遺跡と歴史的環境

- (1) 中里貝塚と中里遺跡
- (2) 中里貝塚周辺の縄文時代の遺跡分布
- (3) 武蔵野台地に分布する縄文時代中期の遺跡
- (4) 奥東京湾と中里貝塚の位置

第2章 中里貝塚の調査研究史

第1節 江戸期

- (1) 史料からみた往時の姿
- (2) 蛎殻灰製造と中里貝塚

第2節 明治・大正期

- (1) 「中里貝塚」の発見
- (2) 議論の的となった中里貝塚
- (3) 急速な都市化と中里貝塚

第3節 戦後

第3章 中里貝塚のこれまでの調査

第1節 発見された遺構と遺物

- (1) 各調査地点の調査成果
- (2) 中里遺跡の調査概要

第2節 貝塚の規模

- (1) 各調査地点の貝層比較
- (2) 貝塚の平面分布

第3節 貝類遺体群の分析

- (1) 貝類組成と微小貝分析
- (2) マガキとハマグリの分析
- (3) 貝類採集活動の特質

第4節 貝層の形成過程

- (1) 貝層の形成年代
- (2) 貝層の堆積環境

第4章 総括～中里貝塚の歴史的価値～

第1節 中里貝塚の性格

- (1) 規模の大きさ
- (2) 貝類利用に特化した場
- (3) 専門的な貝加工

第2節 中里貝塚形成の背景

- (1) 中里貝塚と近隣の集落遺跡
- (2) 加工された貝類の供給先

第3節 中里貝塚の特質

- (1) 専門性の高さ
- (2) 規模の大きさ
- (3) 周辺遺跡群との有機的関連の明確さ
- (4) 武蔵野台地の内陸部集落に供給するシステム
- (5) 中里貝塚の特性と意義

おわりに

引用・参考文献

抄 録



発掘調査時の写真



他史跡（貝塚）の整備事例

◆大森貝塚（所在地：東京都大田区山王一丁目、品川区大井六丁目）

- ・史跡指定年月日：昭和30年（1955）3月24日
- ・追加指定年月日：昭和61年（1986）8月16日
- ・指定解説文：京浜線大森駅より大井町駅に至る線路に面する地域にあり、縄文式文化の後期に属する貝塚で、土器・石器・土版・骨角器等が多量に出土している。明治10年アメリカの碩学エドワード・シルヴェスター・モース来朝の際、車窓より、これを発見し、同年10月わが国における最初の学術的な発掘を行い、その報告は同12年英文及び邦文によって発表された。わが国の考古学・人類学の揺籃の地として学史の上に貴重な価値を有するものである。

◆大森貝塚出土品（考古資料・一括資料）（保管施設：東京大学 総合研究博物館）

- ・重要文化財指定年月日：昭和50年（1975）6月12日
- ・指定解説文：大森貝塚は国鉄大森駅から大井町駅へ向かう左手の台地斜面に所在する。二か所に記念碑が建てられているが、貝塚は完全に消滅してしまった。明治10年（1877）、東京大学の御雇教師に招聘された米国の動物学者モース教授（1838～1925年）は、横浜から新橋へ向かう汽車の窓から貝塚を発見し、同年夏発掘調査を行ない多数の遺物を発掘した。同12年（1879）、その調査報告書が東京大学の紀要として刊行された。有名な“Shell Mounds of Omori”である。モース教授の大森貝塚の調査によりわが国の考古学の第一頁が開かれるのであり、その学史的意義はきわめて大きい。また縄文時代後期・晩期の貴重な一括資料である。

（↑文化庁ホームページのデータベースより引用）

●現在は“大森貝塚遺跡庭園”（品川区大井6-21-6）として整備されている。

- ・1984年と1993年に大森貝塚遺跡庭園の整備工事に伴い、発掘調査を実施。
- ・1984年と1993年の発掘資料のいくつかは、品川歴史館に展示されている。

●大森貝塚保存会（大田区の区民活動団体）

- ・団体設立年月日：昭和40年（1965）11月27日
- ・会員数：約100名
- ・今年（2017年）は“大森貝塚発掘・発見140周年”に当たるため、各種イベントを実施。
→記念講演会や100周年イベント時に小学生が描いた大森貝塚の絵画展など。



品川区にある記念碑



大田区にある記念碑



品川区：大森貝塚遺跡庭園



大田区：NTTデータ敷地内



他史跡（貝塚）の保存活用計画の策定状況

◆加曽利貝塚（所在地：千葉県千葉市若葉区桜木 8-33-1）

- ・ 史跡指定年月日：昭和 46 年（1971）3 月 22 日
- ・ 追加指定年月日：昭和 52 年、昭和 61 年、平成 29 年
- ・ 特別史跡指定年月日：平成 29 年（2017）10 月 13 日
- ・ 指定解説文：縄文時代中期から後期にかけて形成されたわが国最大級の貝塚である。貝塚は、南北に 2 つの馬蹄形貝塚（北貝塚は直径約 130メートル、南貝塚は直径約 170メートル）が相接した特異な形態をもち、関東地方の縄文文化編年上の標準遺跡ともなっている。南北 2 つの貝塚のうち、北貝塚の部分を指定した。昭和 52 年 6 月 南貝塚を追加指定し、これによって、加曽利貝塚のほぼ全域を保存することができるものである。

（↑文化庁ホームページのデータベースより引用）

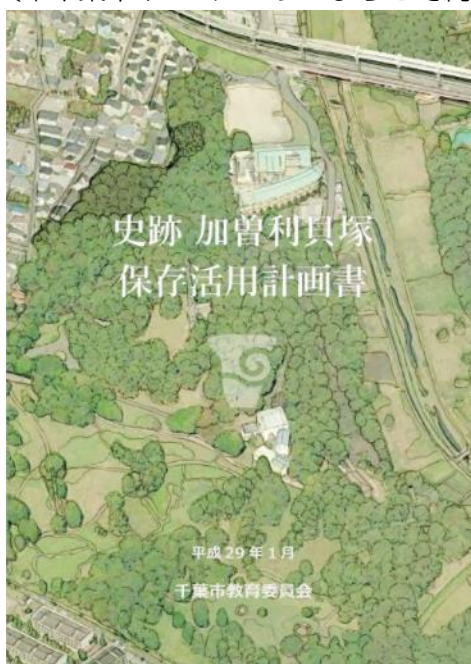
●特別史跡を目指した経緯

- ・ 全国に約 2,400 か所ある縄文時代の貝塚の中で、集落を伴う「ムラ貝塚」として日本最大級である点
- ・ 遺物の保存状態が良好であり、人骨など埋蔵されている情報量で加曽利貝塚をしのぐ貝塚は国内に存在しない点

●これまでの取り組み状況

- ・ 平成 24 年度：過去の加曽利貝塚の発掘調査成果の再整理に着手
- ・ 平成 27 年度：「史跡加曽利貝塚総括報告書」の執筆編集に着手
「史跡加曽利貝塚保存活用計画」の策定に着手
- ・ 平成 28 年度：「史跡加曽利貝塚総括報告書」の刊行
「史跡加曽利貝塚保存活用計画」の策定
国の特別史跡指定に関する意見具申書を文化庁へ提出
- ・ 平成 29 年度：答申（6 月 16 日）、官報の告示（10 月 13 日）

（↑千葉市ホームページ“ようこそ縄文の世界 加曽利貝塚博物館へ”より引用）



ゾーン	エリア	指定地内/外	箇所	整備内容
遺構保存ゾーン	貝層保存エリア	内	北貝塚及び南貝塚の貝層部分	貝層の保護措置、貝層に影響を及ぼさない道路・野外観覧施設の改善
	中央広場エリア	内	北貝塚及び南貝塚の中央広場部分	中央広場に影響を及ぼさない道路・中央広場の役割を示す展示
公開活用ゾーン	博物館エリア	外	指定地外へ移転する加曽利貝塚博物館	展示、研究、ガイダンスの機能を備えた施設・休憩、トイレ、売店などの便益施設
	体験学習エリア	内	移転予定の博物館跡地	休憩、トイレ、自動販売機などの便益施設・体験学習スペース
	復原集落エリア	内	東側の集落遺構が発出されたエリア	復原住居・復原住居型の倉庫と待機所
	大型建物エリア	内	ムラの入口である船着場から上がってくる斜面地	建物跡の展示（手法については要検討、平面表示、AR等々）
	船着場エリア	内	東側にある碑状の突起部分	説明板の改善（手法については要検討、VR、ARの活用等々）
自然保護ゾーン	現生植生保全エリア	内	市街地からの目隠しとして機能する樹林	樹林や草地を残し、その中を園路を設置
		外	史跡外に緩衝帯として広がる樹林	基本的には樹林や草地を残し、その中を園路、車道、自然観察小屋等を設置
	草地保全エリア	内	東結前面及び南貝塚内側の希少植物が多い草地	希少植物が野生するエリアを保護する表示・草地の動植物に関する説明板
縄文植生ゾーン	有用植物育成エリア	内	復原集落を取り囲む南側の樹林	衣食住に活用された有用植物の説明板
水辺公園ゾーン	水辺エリア	外	坂月川及びその周辺の低湿地	谷津田の自然と高との関わりを示す説明板・遊歩道、ベンチ、木製道具等公園的設備
	湧水エリア	外	河岸段丘沿いの湧水	水を運べる湧水と下層台地の地質に関する説明板・自噴井等で水場を再現

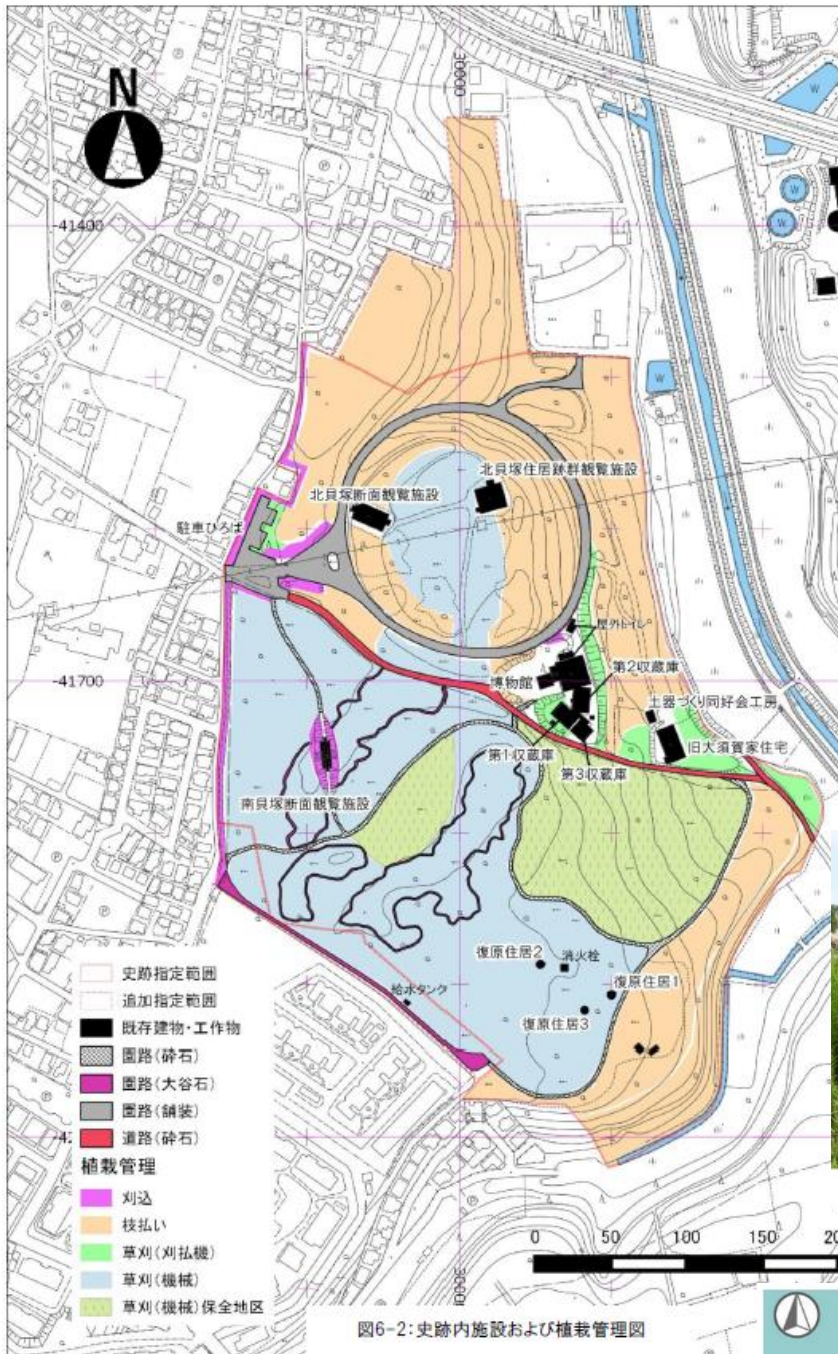


図6-2: 史跡内施設および植栽管理図



写真6: 北貝塚貝層断面観覧施設内部



写真8: 北貝塚住居跡群観覧施設内部



写真23: 大谷石による貝層範囲の表示(南貝塚)



写真10: 南貝塚貝層断面観覧施設内部



巻末図 3-1: 加曾利貝塚へのアクセスマップ
(千葉デザイナー学院の学生によるデザイン)

(↑平成 29 年 1 月『史跡 加曾利貝塚 保存活用計画書』より引用)

今後のスケジュール

◇平成 29 年度

平成 30 年 1 月 19 日：第 1 回委員会

平成 30 年 3 月 9 日：第 2 回委員会

◇平成 30 年度

平成 30 年 5 月頃：第 3 回委員会

平成 30 年 7 月頃：第 4 回委員会

平成 30 年 9 月頃：第 5 回委員会

平成 30 年 11 月頃：『国史跡中里貝塚 保存活用計画』素案とりまとめ

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月：パブリックコメント、地元説明会

平成 31 年 1 月頃：第 6 回委員会

平成 31 年 3 月：『国史跡中里貝塚 保存活用計画』策定